## 要 綱 (骨子) 修 正 案

第一 長期 間  $\mathcal{O}$ 審 判を要する事 件 <del>|</del>等 対 象事 件 か 5 )の除:

地 方 裁 判 所 は 裁 判 員  $\mathcal{O}$ 参 加 す る刑 事 裁 判 に 関 はする法語 律 ( 以 下 「法」という。 第二条第 項 各号

外

 $\mathcal{O}$ に 請 掲 げ 求 る 事 り又 件 に は 0 職 1 権 て、 次 これ  $\mathcal{O}$ 1 又 は 裁 判 2 0)  $\mathcal{O}$ 1 ず 議 れ 体 か で に 該 取 当 ý扱う決: するときは 定 検察官、 な け れ ば 被告· なら な 人 若 1 L < は 弁 護

<u>ک</u> 。

に

ょ

で、

を

官

合

ŋ

を

L

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

とするこ

人

1 公 判 前 整 理 手 続 1Z お け る当 該 事 件 0 争点 及び 証 拠  $\mathcal{O}$ 整理 を 経た場 の合であ って、 審 判に 要すると見

込 ま れ る期 間 が 著 L く長 期にわたること又は 裁判 1員が 出 頭 な け ħ ば ならな いと見 込ま れ る公 判 期

日 若 しく は 公判 準 備 が著 しく多数に上ることを回 避することができないときに おお 1 て、 過 去  $\mathcal{O}$ 裁 判

員  $\mathcal{O}$ 選 任 又は 解 任 の状況、 法第二十七条第一項に規定する裁判員等選任 手続の経 過 その 他 0 事 ·情を

考慮 裁 判 員 50 選任又は職務 の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

2

法

第二条第

項

の合議体

を構成する裁判

員

の員数に不足が生じ、

か

つ、

裁判員

に

選任すべ

き補

充裁

判 員 が ない場合であって、 その 後の審判に要すると見込まれる期間 が著しく長期にわたること又はそ

に 十六条第二項  $\mathcal{O}$ 期 上ることを回 間 中 -に裁: 判 0 規定 員 避することができな が による裁 出頭しなければならないと見込ま 判 員 及 び **(** ) 補 ときに 充 裁 判 お 員 , , て、  $\mathcal{O}$ 選 過去 任 れる公判期日若  $\mathcal{O}$ た 0) め 裁 判員  $\mathcal{O}$ 手 続  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 選 しくは公判準備が著しく多数 任 経 過 又 その は 解 他 任  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 状 事 情 況 を考慮 法 第四

裁 判 員  $\mathcal{O}$ 選 任 又 は 職 務  $\mathcal{O}$ 遂行 を確 保することが 困 「難である ると認 めるとき。

該法第二条第 0) 決 定又 は 一項各号に掲げる事 <u>ー</u>の 請 求を却 下す る決定は、 ・ 件の審判に関与してい 合議体 でしなけれ る裁判 ば 官 ならない は、 その決定に関与することは ものとすること。 ただし、 でき 当

な

いものとすること。

三 じ 一の決定又は一の請求を却下する決定をするには、 め、 検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないものとすること。 最高 .裁判所規則で定めるところにより、 あらか

兀 事 件 一の決定又は一の請求を却下する決定をするには、 の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならないものとすること。 あらかじめ、 当該法第二条第一項各号に掲げる

五. を却下する決定について準用するものとすること。 刑 事 訴 訟法第四十三条第三項及び第四項並 びに第四十四条第一項の規定は、一 の決定及び一の請求

六 の決定又 は <u>ー</u>の 請求を却下する決定に対 しては、 即時抗告をすることができるものとすること。こ

 $\mathcal{O}$ 場 合 に お 1 7 は、 即 時 抗 告に関 はする刑 事 訴 訟 法  $\mathcal{O}$ 規 定 を準 用 するものとすること。

第二 重大、 人な災害 時 に お け る裁 判員となることについての 辞 退 事 由  $\mathcal{O}$ 追

法 第 十六 条第八 号 Ď 裁 判 員  $\mathcal{O}$ 職 務を行うこと又は 裁 判 員 候 補 者とし て裁 判 員等選 任 手 続  $\mathcal{O}$ 期 日

加

に 出

頭することが 木 難 な者として、 裁 判員となることに つい て辞 退  $\mathcal{O}$ 申 立てをすることが できる 事 由 に、

重大 な災害 に より 生 活 基 盤に著 L *\*\ 被害を受け、 自らその 再 建  $\mathcal{O}$ ため 0 措置を講ず る必 要があるこ

と。」を加えるものとすること。

第三 非常災害時 におい て呼び出すべき裁判員候補者等から除外する措置  $\mathcal{O}$ 追加

裁 判 所 は、 法第二十七条第一項又は第九十七条第二項の規定にかか わらず、 裁判 員候補者又は選任

予定: 裁判員 を裁判員等選任手続 の期日に呼 び出すに当たり、 著しく異常かつ激甚な非常災害に ょ り、

交通 が 途絶し若しくは遮断され又は郵便物の取 集、 運送若しくは配達が極 めて困難である地 地域に住 所を

有する者につい ては、 法第二十七条第一項又は第九十七条第二項の呼出しをしない措置を採ることがで

きるものとすること。

第四 裁判員等選任手続における被害者を特定させることとなる事項の取 扱

7

裁判官、 検察官、 被告 人及び弁護 人は、 刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項 の決定があ

0 た事 件 0 裁判員等選任手続にお いては、 裁判員 候補者に対 Ĺ 正当な理由が なく、 被害者  $\mathcal{O}$ 氏 名、

住所その 他 0) 被害者を特定させることとなる事項を明らかにしてはならないものとすること。

裁 判 員 候 補 置者又はは 裁判員候補者であった者は、 の事件の裁 判員等選任手続において知っ た被害者

の氏名、 住所その他  $\mathcal{O}$ 被害者を特定させることとなる事項を公にしてはならないものとすること。